

## 宮城県倉庫事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、県内物流機能維持を図るため、厳しい経営状況に置かれている県内中小倉庫事業者に対して、運営費高騰分の一部について、予算の範囲内において、宮城県倉庫事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる補助対象者は、宮城県内において倉庫業法（昭和31年法律第121号。以下「法」という。）第3条による倉庫業の登録を受けている倉庫事業者であって、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く。）とし、補助対象倉庫、補助対象面積又は容積及び補助単価は、別表1のとおりとする。

2 補助金額に千円未満の端数がある時は、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請及び実績報告)

第3 交付規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 交付規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象倉庫一覧表（別紙1）

(2) 倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号。以下「施行規則」という。）第24条第5項に規定する期末倉庫使用状況報告書（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間のもの）

(3) 法人にあつては登記事項証明書（現在事項全部証明書）、個人にあつては住民票の抄本

(4) 資本金又は出資金が3億円を超える法人にあつては、法人事業概況説明書等常時使用従業員数がわかる書類

(5) 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿（別紙2、別紙3）

(6) 県税納税証明書（発行から3か月以内のもの）

(7) 債権者登録票（別紙4）

(8) その他知事が必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

5 様式第1号は、交付規則第12条第1項の補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第4 交付規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(交付の決定及び額の確定)

第5 知事は、第3に定める交付申請及び実績報告があったときには、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の交付の決定は、交付規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、交付規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月14日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月25日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

2 令和6年3月25日より前に交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表 1

補助対象倉庫
以下の全てを満たす倉庫
1 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間、倉庫業のために使用していた倉庫。
2 倉庫業登録に係る倉庫明細書又は東北運輸局長の証明書に記載されている倉庫。

補助対象面積又は容積
上記倉庫のうち、施行規則第24条第5項に規定する期末倉庫使用状況報告書（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間のもの）に記載の受寄物在庫面積又は容積の平均

補助単価			
倉庫の種別※	冷蔵室保管温度の級別	単位	1 単位当たり単価
1 類倉庫	—	受寄物在庫面積平均 (m <sup>2</sup> )	90 円
2 類倉庫	—		
冷蔵倉庫	C 級	受寄物在庫容積平均 (m <sup>3</sup> )	275 円
	F 級	受寄物在庫容積平均 (m <sup>3</sup> )	570 円

※倉庫業法施行規則第3条に規定する種別